

土木管理課

議案第47号 港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例の一部改正について

資料一覧

資料名	ページ
資料① 港区街づくり推進事務手数料条例改正概要	1
資料② 港区街づくり推進事務手数料条例新旧対照表	2～5
資料③ 東京都公報（抜粋）	6～7
資料④ 東京都屋外広告物条例（改正条文抜粋）	8～9
資料⑤ プロジェクションマッピング事例	10～11

## 港区街づくり推進事務手数料条例改正概要

### 1 港区街づくり推進事務手数料条例の改正

#### ① 背景（東京都屋外広告物条例の改正）

東京都屋外広告物条例では、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する観点から屋外広告物を適切に規制する内容が定められています。

近年、まちの活性化やにぎわいの創出等のために、公益イベントでプロジェクションマッピングが暫定的に実施され、昨年度には東京都により本格的な活用に向け実証実験が行われてきました。

そして本年3月に、東京の魅力向上につなげていくため、プロジェクションマッピングに係る項目が東京都屋外広告物条例に追加されました。

- 都条例公布日 令和2年3月31日
- 都条例施行日 令和2年7月 1日

#### ② 改正内容

港区は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、屋外広告物許可業務を処理しています。広告塔や広告板等、多くの種類の広告物の許可業務を処理していますが、都条例改正により、新たにプロジェクションマッピングに関しての許可業務が加わります。

それに伴い、港区街づくり推進事務手数料条例（以下「区条例」という。）の別表（第二条関係）の屋外広告物許可申請手数料にプロジェクションマッピングを追加します。

手数料は、東京都が商業目的の広告板等の手数料との均衡に配慮して広告板等と同額とすること、また上限を定めたことから、面積5㎡ごとにつき、3,220円（ただし、面積1,000㎡を超えるものにあたっては、644,000円）とします。

港区街づくり推進事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行							
(前略)				(前略)							
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)							
一 手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づき事務に係る手数料を除く。)				一 手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づき事務に係る手数料を除く。)							
事務	名称	額		徴収時期	事務	名称	額		徴収時期		
一 東京都 屋外広告 物条例(昭 和二十 四年東 京都条 例第百 号。以 下この 項にお いて「 条例」	屋外広告 物許可申 請手数料	1	広告	面積五平	三千二百	屋外広告 物許可申 請手数料	1	広告	面積五平	三千二百	許可申請の とき。
			塔	方メートル	二十円			塔	方メートル	二十円	
				ルまでこ とにつき					ルまでこ とにつき		
		2	広告	同	三千二百		2	広告	同	三千二百	
			板		二十円			板		二十円	
		3	プロ	同	三千二百						
	ジエク ション マップ		二十円				(ただし、 面積十平				



等の許可  
若しくは  
同条第二  
項の規定  
に基づき  
屋外広告  
物の表示  
等の継続  
の許可の  
申請に対  
する審査

10	宣伝	一台につき	四千九百
11	車	き	五十円
	バス	一枚につき	六百十円
	又は電	き	
	車の車		
	体利用		
	広告で		
	長方形		
	の枠を		
	利用す		
	る方式		
	による		
	もの		
12	前記	一台につき	千九百五
	以外の	き	十円
	車体利		
	用広告		
13	アド	一個につき	二千八百
	バル	き	五十円
	ン		
14	広告	一張につき	千円
	幕	き	
15	ア	一基につき	一万六千

等の許可  
若しくは  
条例第二  
十七条第  
二項の規  
定に基づ  
く屋外広  
告物の表  
示等の継  
続の許可  
の申請に  
対する審  
査

9	宣伝	一台につき	四千九百
	車	き	五十円
10	バス	一枚につき	六百十円
	又は電	き	
	車の車		
	体利用		
	広告で		
	長方形		
	の枠を		
	利用す		
	る方式		
	による		
	もの		
11	前記	一台につき	千九百五
	以外の	き	十円
	車体利		
	用広告		
12	アド	一個につき	二千八百
	バル	き	五十円
	ン		
13	広告	一張につき	千円
	幕	き	
14	ア	一基につき	一万六千

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

二・三 (略)

二〇六十 (略)	(略)	17 装飾 店頭 同	八 百 円	一 万 九 千	16 装飾 街路灯	同	チ ギ	三 十 円
								五 千 十 円

二・三 (略)

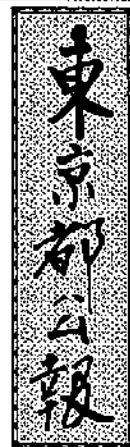
二〇六十 (略)	(略)	16 装飾 店頭 同	八 百 円	一 万 九 千	15 装飾 街路灯	同	チ ギ	三 十 円
								五 千 十 円

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

(増刊 31)

東京都公報

令和2年3月31日(火曜日)



発行 東京都

目次

31

条 例

- 東京都監査委員条例の一部を改正する条例……………(東京都監査委員)…二
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)…三
- 東京都庭園美術館条例……………(生活文化局)…四
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)…七
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…八
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…八
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………(同)…八
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)…九
- 東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例……………(同)…二二

条例のあらまし

- 東京都監査委員条例の一部を改正する条例(条例第一八号)
  - 一 地方自治法等の一部を改正する法律(平成二九年法律第五四号)の施行による地方自治法(昭和二年法律第六七号)の改正に伴い、規定を整備します。
  - 二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

- 一 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準が六五%を超える場合に、六五%の水準まで税額を減額する措置を、令和二年度も継続します。
- 二 小規模住宅用地に係る都市計画税を二分の一とする軽減措置を、令和二年度も継続します。
- 三 都民税の法人税制に係る超過課税を令和七年九月三〇日まで五年間延長します
- 四 この条例は、令和二年四月一日ほかから施行します。

●東京都庭園美術館条例(条例第二〇号)

- 一 歴史的な価値を有する建造物である旧朝香宮邸を保存し、及び公開することにも、その建物及び庭園を生かして美術作品その他の美術に関する資料を展示することにより、もって都民の教養並びに学術及び文化の発展に寄与するため、東京都庭園美術館(以下「庭園美術館」という。)を東京都港区白金台五丁目二番九号に設置します。
- 二 庭園美術館は、次の事業を行います。
  - (一) 旧朝香宮邸の保存及び公開に関すること。
  - (二) 美術作品その他の美術に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。
  - (三) 美術に関する講演会、講習会等の主催、広報、情報の提供、出版等の書及活動に関すること。
  - (四) 旧朝香宮邸及びアール・デコを中心とする美術に関する調査及び研究に関すること。
  - (五) 庭園美術館の施設の提供に関すること。
  - (六) (一)から(四)までに掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業
- 三 庭園美術館の休館日及び閉館時間は、東京都規則で定めます。
- 四 利用料金の額等を定めます。
  - (例) 新館 ギャラリー一 午前 一八、七二〇円
- 五 この条例は、令和三年四月一日ほかから施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減(△)
小学校	三二、七八八	三二、四〇四	三八四
中学校	一五、八一	一五、六五〇	一六一
高等学校	一〇、六九九	一〇、八七七	△一七八
特別支援学校	五、九一一	五、八九〇	二一
合計	六五、二〇九	六四、八二一	三八八

二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和元年法律第七二号)の施行に伴い、教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

一 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二九号)の施行による地方公務員法(昭和二十五年法律第二六一号)及び地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 東京都立赤羽商業高等学校、東京都立城北特別支援学校及び東京都立南花畑特別支援学校を廃止します。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●東京都庁整備関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 地域の特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図るため、プロジェクションマッピング活用地区(以下「活用地区」という。)に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

(一) 活用地区を、まちづくり団体等の申請に基づき指定します。

(二) 活用地区で表示するプロジェクションマッピングは、当該地区の表示基準によるものとします。

二 この条例は、令和二年七月一日から施行します。

条 例

東京都監査委員条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十八号

東京都監査委員条例の一部を改正する条例

東京都監査委員条例(昭和三十九年東京都条例第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第七十五条第二項」の下に「法第百九十八条の四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。



## 東京都屋外広告物条例（改正条文抜粋）

（プロジェクトンマッピング活用地区）第12条の2

まちづくりの推進を図る活動等を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める団体（以下「まちづくり団体等」という。）は、地域の特性に応じたプロジェクトンマッピング（建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。以下同じ。）の活用を図るため、規則で定めるところにより、一定の区域をプロジェクトンマッピング活用地区（以下「活用地区」という。）に指定するよう知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を定めたプロジェクトンマッピング活用計画（以下「活用計画」という。）の案を添えて行わなければならない。

一 活用地区の名称、位置及び区域

二 プロジェクトンマッピングの活用に係る方針

三 プロジェクトンマッピングの表示の場所、位置、形状、規模、色彩その他表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）

四 表示基準が適用される建築物その他の工作物等

五 その他規則で定める事項

3 まちづくり団体等は、活用計画の案を作成しようとするときは、説明会を開催する等活用地区の住民の意見を反映させるよう努めなければならない。

4 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る活用計画の案の内容が知事が別に定める基準を満たすものと認めるときは、当該活用計画の案に掲げる区域を活用地区として指定することができる。

5 知事は、前項の規定により活用地区を指定するときは、あらかじめ当該活用地区に係る区域の存する特別区及び市町村の長の意見を聴かななければならない。

6 まちづくり団体等は、第4項の規定により指定された活用地区に係る活用計画の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に申請しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。

8 まちづくり団体等は、第4項の規定により指定された活用地区を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

9 前各項に定めるもののほか、活用地区の指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等)

#### 第13条

次に掲げる広告物等は、第6条から第8条までの規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第二号から第六号まで及び第八号に掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

一から七まで (省略)

八 公益を目的とした行事、催事等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの

(規格の設定)

#### 第21条

次に掲げる広告物等について、知事はその表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について、規則で定める規格を設けたときは、当該広告物等は、これらの規格によらなければならない。

一から十一まで (省略)

十二 プロジェクションマッピング

十三 (省略)

2及び3 (省略)

4 第12条の2第4項の規定により指定された活用地区に表示するプロジェクションマッピング(同条第2項第四号に規定する建築物その他の工作物等に表示されるものに限る。)は、前3項の規定にかかわらず、当該活用地区の表示基準に適合するものでなければならない。

(広告物等の総表示面積の規制)

#### 第22条

都市計画法第8条第1項第一号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域内にある高さが10メートルを超える建築物に表示する各広告物等(広告物の表示期間が7日以内のもの又は第12条の2若しくは第13条第八号に規定するプロジェクションマッピングのうち規則で定めるものを除く。)の表示面積の合計は、一建築物の壁面面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

## プロジェクションマッピング事例

### 1 プロジェクションマッピング

プロジェクションマッピングは映画館のような専用のスクリーンではなく、凹凸のある建築物の壁面等にプロジェクター（投射型表示装置）を用いて、映像を投影する手法です。

### 2 港区内での事例

港区内では海岸一丁目において、平成30年8月と令和元年9月に、一般社団法人竹芝エリアマネジメントにより、地域コミュニティイベントの「竹芝夏フェス」で試験的に実施されています。

都立竹芝ふ頭公園にプロジェクターを設置し、アジュール竹芝の壁面に画像を投影しました。

### 3 案内図



#### 4 投影状況

